

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第44号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）					別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）				
職種	基礎号給		上限		職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給		職務の級	号給	職務の級	号給
<省略>					<省略>				
守衛職	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	警備員職	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>					<省略>				
母子・父子自立支援員職	1	1	1	<u>25</u>	母子・父子自立支援員職	1	1	1	<u>14</u>
介護認定調査員職	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>39</u>					
備考 <省略>					備考 <省略>				

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。